

平成 25 年 6 月定例会一般質問

国の経済財政運営について

中村芳信です。一般質問を行います。

知事、自由民主党と公明党が政権に復帰して半年がたちました。これまでのマスコミ各社の世論調査などを見ていますと、政権を支持する理由の多くがその経済政策に対する期待にあるようです。「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」からなるアベノミクス、その目指すところは円高・デフレ不況からの脱却と経済の再生ですが、そのうち円高対策の方は、ここ数週間は調整局面にあり混乱しているようですが、主に日銀の買いオペレーションによる金融緩和によって効果が現れているのはご承知の通りです。

先ず、知事には、安倍政権のこれまでの「大胆な金融緩和」についてはどのように認識評価されていますか、伺います。

しかし、この経済財政政策について、問題は、これまでの金融緩和の成果を我々が日々消費し住宅投資し、はたまた企業が設備投資をする、いわゆる実体経済に反映させ、内需の拡大を図って、先ずはこの国の景気を回復基調を持って行くことであろうかと思います。

そのため、日銀の金融政策・マネタリーベースの拡大によって増大するマネーを民間の設備投資や住宅投資あるいは消費に回るよう何らかの方法、手段によって誘導する必要があります。

ところが、そうは言っても現在、財務省の法人企業統計や日銀の資金循環統計を見れば明白ですが、小規模零細企業は別として、企業の利益準備金、要するに内部留保は大きく膨らんでおり、また民間金融機関の貸し出しについてもその残高よりも保有する預貯金の残高が 200 兆円余りも多い過剰貯蓄の状態にあることも厳然たる事実です。おまけに需要が不足している以上、資金が投資に回るとはかぎりません。

このままでは大胆な金融緩和もその資金は行先を失って、事実そうなっているように、もっぱら株式や不動産に向かい、GDP の拡大とはほとんど縁のないマネーゲームやバブルの再来が懸念されます。いわゆるインフレターゲットを主張するリフレ派の人たちの限界もこの点にあるように思います。

一方、日本経済がデフレ基調に陥ったのは 1995 年からと言われていますが、金融緩和によって増大するマネーを民間の設備投資や住宅投資あるいは消費

に回るよう何らかの方法・手段によって誘導する必要があるといつても、「設備投資減税」や「賃上げ減税」なども議論されていますが、その牽引役をいきなり民間に求めるのも、ここ 20 年近くも深刻なデフレ不況に悩まされ続け、設備投資マインドが冷え切っている中では、望むべくもないことも現実です。

ここは民間に代わってこの国の景気回復を主導する牽引役が必要です。残されているのは政府だけです。ここはまず政府が牽引役となって、国債の発行によって市中のマネーを吸い上げ、国民の公共の目的のために投資を行い、そのことによって国内の需要と供給のギャップ、今はデフレギャップですが、それを埋めて行く必要があろうかと思います。

この点、国においては、2 月、5 兆円を越える公共事業予算を含む 10 兆円余りの経済対策のための大型補正予算を組み、また先月 15 日には、これも昨年度を上回る 5 兆円余りの公共事業予算が成立したところです。本県でも公共事業費は、国の経済対策を受けた 2 月補正分と合わせ 1075 億円、昨年度比 154 億円、16.7% の増となりました。評価したいと思います。

ただ、問題は予算の継続性です。この国の建設業の供給能力、特に地方のそれは、これまでの公共事業削減のため大きく落ち込んでいるのが現状です。予算に継続性が見えて、初めて経営の先行きを見通すことができ、雇用の拡大にもつながります。

例え、財政赤字を懸念する声があり、国債増発による公共事業の大判振る舞いというような批判があっても、需要不足のデフレ不況時には、政府が財政支出を拡大して需要を創出すべきであり、国土強靭化などの政策をしっかりと浸透させることで、国には、先頭に立ってデフレ脱却に向けた強い意志があることを示してもらいたいと思っているところです。

このアベノミクスの第二の矢・機動的な財政政策について、知事はどのような所見をお持ちですか、お聞かせください。また、本県における公共事業の今後の継続性についてはどのようにお考えですか、併せて伺います。

また、これに関連して、近年、主に公共事業に懷疑的な論者や財政健全化を重視する論者から“公共事業は無駄で、事業効果や乗数効果はかつてほど高くはなく、景気対策としての効果は薄い”という主張がよくなされています。

公共事業の効果については、整備する構造物や施設そのものの効果である「施設効果・ストック効果」と公共事業に伴って支出される公共事業関係費が GDP 等の経済・社会に影響を及ぼす「事業効果・フロー効果」があり、その内、前者を代表するのが費用便益分析、後者を代表するのが乗数効果分析と言われています。

この乗数効果を分析するマクロ計量モデルはいくつかありますが、ある一つのモデルをのぞくと、どのモデルも、一定水準の公共投資を毎年行い、それを

5年間継続させれば、公共投資1兆円あたり、1.5兆円から3.5兆円程度のGDP増進効果があると推計しています。中には、今後10年間250兆円の公共投資を行い、同時に民間投資誘発策を行った場合、10年後のGDPは870兆円余りになるという推計をしているモデルもあります。

ところが、ひとつだけ、ほぼ真逆の推計をしているモデルがあります。内閣府の「経済財政モデル」です。このモデルでは、1兆円の公共投資を毎年続けても、5年後には4000億円程度のGDP増進効果しかないとしています。因みに、このモデルで消費税を1%増加させた時にGDPがどれくらい低下していくかを推計すると、あろうことか景気低減効果は軽くなって行き、5年もすれば0.4%程度の景気低減効果で済むとしています。

この内閣府モデルは、2,001年、当時、構造改革路線をひた走り始めた小泉内閣のもとで新たに導入されたもので、意図的なものを感じますが、その後、民主党政権においても踏襲され、今日に続いています。

マクロ計量モデルというものは、GDPやGDPデフレーター、失業率、平均給与、税収などの指標が、どのように変遷していくのかを分析していくもので、増税をしたときにどうなるか、公共投資を行ったときにどうなるか、といった将来を予測するものとして活用されるものであって、政府はこのモデルのシミュレーションを活用しながらマクロ経済政策を検討していると思います。

それだけに、政府がこの異様なモデルを採用しているのは非常に問題であると思いますが、この公共事業の事業効果とりわけ乗数効果について、執行部はどのような認識を持たれ評価をされていますか、伺います。また併せて、今年度本県の公共事業費は2月補正分と合わせ154億円、16.7%の増です。「経済活性化のための社会資本整備」ですが、どのような効果を期待していますか、お聞かせ下さい。

次に、民間投資を喚起するはずの成長戦略ですが、アベノミクスの鬼門と感じています。ノーベル経済学賞を受賞したアメリカの経済学者ジョセフ・スティグリツは、この春日本を訪れたとき、NHK・BS1の番組で、『黒田日銀総裁には何が必要か』と尋ねられ、『日本には、自由化や規制緩和もアジェンダに加えるべきだと考えている人たちがいるから、彼らにはよくよく注意しなければならない』と答えたとのことです。スティグリツがこう指摘したということを聞き、それが、アベノミクスがはらむ最大の弱点を見事についていると感じたところです。

ご承知のように安倍首相は、「日本を取り戻す。」というスローガンを掲げて政権に復帰しました。強欲を原動力とするこれまでの資本主義ではなく、道義を重んじ、真の豊かさを知る「瑞穂の国の資本主義」「瑞穂の国にふさわしい市場主義」を目指すと、感傷的、情緒的、抽象的で気になるところもあります

が、そう主張しています。

ところが、産業競争力会議の民間議員たちの議論や提出資料を見てみると、『成長戦略に打ち出の小槌はなく、企業に自由を与え体質を筋肉質にしていくような規制改革が成長戦略の一丁目一番地。』『重点課題分野に関して、新規分野も重要であるが、これに過度な期待をかけても国を支える規模には容易にはならない。勝ち組ないし勝ち組になるポテンシャルを持つ既存分野に重点投資すべき。』『弱者ではなく敗者となっている企業を国が支援を行うと、せっかく国内競争に勝ち、世界の場で戦おうと思っても、復活した敗者と国内で再度戦わなくてはならなくなる。こうした支援の仕方は出来る限り避けるべき』また第4回会合の配付資料では、「人材力強化・雇用制度改革について」、「経済成長のためには、生産性の低い産業から生産性の高い産業への労働移動を促進していかなければならない」などと、かつて、どこかで聞いたようなフレーズがありますが、現在がデフレ不況にあることを無視した構造改革論や需要側を無視しサプライサイドの強化だけで経済は成長するとする発想が色濃く出ています。

もっとも規制緩和がすべて悪だとは勿論考えていませんが、このように民間投資を喚起するはずのアベノミクスの第三の矢・成長戦略、残念ながら、それは、明らかに新自由主義の方向へと回帰しているように感じています。

金融政策、財政政策、成長戦略の「3本の矢」といっても3本目のこの成長戦略はまだ先の話として、先ずは「大胆な金融緩和」と「機動的な財政政策」にしっかりと取り組んだ上で、時間をかけじっくり取り組めばよいことと考えるところです。政府は、今夏の参議院選挙やサミットを意識してか、この14日、経済財政諮問会議や産業競争力会議などの議論を踏まえ閣議決定するということです。その内容については、既に揃いつつありますが、別の機会に議論するとして、先ずはこの「民間投資を喚起する成長戦略」の意義について、知事はどういう所見をお持ちですが、お聞かせ下さい。

次に、執行部では、今年3月時点での本県の経済動向について、この5月末、『島根県の経済は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、全体としては横ばい圏内にある』とし、『生産活動は全体として持ち直しの動きが続いている。雇用情勢は持ち直しの動きが足踏みしている。個人消費は横ばい圏内ながら一部に弱い動きがみられる。投資動向は下げ止まっている』とし、『県内経済は、一部に弱さが見られるものの、下げ止まっている。なお、足下では、企業の景況感が改善しているほか、先行きに対する明るい声が聞かれる』とする今年1月から3月期についての松江財務事務所の「島根県の経済情勢」や『山陰両県の景気は、弱めに推移しているが、持ち直しに向けた動きもみられている。』とする日銀松江支店の「山陰の金融経済動向」とは違って、シビアというか慎

重な判断をしているように感じています。

また、先日、地元山陰中央新報社の社説では、山陰両県に本店を置く銀行3行の今年3月期の連結決算に関連し、『アベノミクス効果で景気回復ムードも全国的に広がっている』としながらも、『山陰では景気回復の実感は乏しい。倒産は落ち着いているが、円滑化法によって先送りされた不良債権が今後表面化するリスクもくすぶっている。こうしたなかで地元3行とも不良債権は増えている。取引先の経営が悪化し、借入金の返済が滞っているためである。』また『銀行の収益源となる貸出金収益は、地元企業の資金需要が低迷しているため減少。・・・山陰両県企業からの資金需要は伸び悩んでいる』などとして、アベノミクスの効果どころか、山陰経済の依然として厳しい状況が語られていました。

もっとも、国の経済対策の波及効果については、これまでそうであったように、半年や一年で地方に現れてくるとは思えません。やはり、最短でも2年や3年は掛かると予想されます、とりわけ島根などでは5年や10年は掛かるかもしれません。

いずれにせよ、アベノミクスの政策効果が島根県経済に現れてくるには時間がかかると思います。その間、今回の国の経済・財政政策に呼応して、県としてどのような産業政策、経済対策を行って行かれるおつもりですか、お聞かせ下さい。

さて、最後に、内閣府は、先般5月16日、今年1月から3月期のGDP1次速報を公表しました。それによりますと、民間設備投資は実質0.7%、5四半期連続のマイナスであったものの、民間消費や民間住宅投資が寄与し、前期比実質で0.9%、名目で0.4%、2四半期連続のプラス成長であり、年率に換算するとそれぞれ3.5%、1.5%の成長になるということです。

これを受け、甘利経済再生（担当）大臣は『異次元の政策投入による異次元の景気回復への歩みが始まった』『消費税を上げる際に判断する経済環境が整いつつある』などと発言し、市場や民間エコノミストの多くも政府が消費税増税の判断材料として重視する今年4月から6月期の実質GDPは年率換算で前期比2から3%台のプラスで推移する、と見通しを修正するなど、来年4月からの消費税8%への引き上げが既定路線であるかのような様相を呈してきています。そして、本日、内閣府は2次速報を公表し、上方修正しました。

しかし、一方で、この速報では、今年第一四半期のGDP成長率だけでなく、GDPデフレーターや昨年度のGDPについても公表されています。それによりますとGDPデフレーターは前期比0.5%の下落、前年同期比については1.2%の下落、しかもこの数値は2009年10月から12月期以降14四半期連続であること、また、昨年度の実質GDP成長率は前年度比1.2%、名目GDPは

同じく 0.3% 成長となったものの GDP デフレーターについては前年度比 0.9% 下落、1998 年度以来 15 年連續の下落が続いているとしています。要するに、この国の経済は、実質 GDP の成長ほどには税収の源泉である名目 GDP が成長していない、デフレ基調の構造になっているということです。

果たして、そうした中で、この秋、この 4 月から 6 月期の GDP 成長率が実質・名目ともに上昇したとしても、実質、名目の成長率が逆転し、改正消費税法の景気条項が言うところの名目で 3%、実質で 2% の成長となり、GDP デフレーターが上昇に転じて、来年 4 月からの消費税率アップの判断ができるか、大いに注目されるところです。

自民党政権は、かつて、この問題で大きな判断ミスをし、この国の経済社会を混乱に至らしめた経験があり、第 2 次安倍政権には同じ轍を踏んでもらいたくないと思っていますが、知事、『デフレ下の消費税増税は、ただでさえ縮小している需要をさらに圧迫しデフレを深刻化させる懸念がある。現在の我が国の社会経済環境では国民の負担を大きくするだけである』という根強い意見があります。デフレ基調が解消されない中での消費税増税をどのように見ておられますか、お聞かせ下さい。

地域医療の支援について

さて、依然として厳しい状況が続いている。次に、本県の地域医療の支援について伺います。

この課題について、本年度当初予算では、「県内各地域で適切な医療が提供できるよう、救急医療体制の整備や医療機関の機能充実を推進。また、医療資源を可能な限り効率的・効果的に活用するため、医療機関の機能分担と連携強化の推進」を図るとしていますが、まず、ドクターヘリの広域連携について伺います。

救急患者に対し、医師、看護師がいち早く駆けつけ救急医療を施すとともに、患者の病状に応じて搬送先病院を選定し、迅速かつ安全に搬送を行うドクターヘリが運行を開始し、2 年が経過しました。先日も、新聞の投書欄に、奥出雲町の方が、心筋梗塞と診断され、即座にドクターヘリで搬送され手術を受け、無事退院できて感謝している旨の記事が載っていました。県民の救命率の向上に大きく寄与していると、評価しています。

しかし一方で、島根県は東西に長いことから、基地病院である県立中央病院から遠く離れた県西部地域では、ヘリ到着までの時間が 30 分以上掛かる地域が私の地元を始め存在し、現場救急という点においてドクターヘリのメリットが必ずしも活かしきれないという課題がありました。

そうした中、県内のドクターへリ運航に関する病院長さんや救命救急医の皆さんからの提案を受け、本県が調整役となって中国5県におけるドクターへリの広域連携基本協定が締結され、5月1日から広島県のドクターへリの島根県西部への乗り入れが開始されたところです。今月中には山口県も石西地域への乗り入れを開始する予定と聞いております。

より早く救急患者のもとに駆けつけることができるようになったことは大きな成果であり、高く評価したいと思います。このドクターへリの広域連携について、県内市町村における臨時離着陸場の拡充整備など差し迫った課題もあると感じていますが、知事には、どのような所感を持たれ今後どのようなことを期待されていますか、先ずお聞かせ下さい。

次に「まめネット」。県が全国に先駆け県下全域を対象として整備した医療情報ネットワーク「まめネット」は、一人の患者を役割の異なる複数の医療機関が連携して支える医療体制の確立に有効なツールとして期待をしています。

この「まめネット」を活用して病院・診療所等が診療情報を共有することで、限られた医療資源を有効に活用することができるとともに、県民にとっては、『いつどこでも』安心して適切な医療を受けることが可能となり、今後、全県にこのネットワーク広がって行くことを望んでいます。

ところで、今年度からスタートした「島根県保健医療計画」、そこには在宅医療の推進が掲げられていますが、津和野共存病院では、既に、自宅や施設で療養している200人を超える患者さんの往診を二人の医師で行っています。

自宅で療養されている患者さんの家庭には、病院からは医師が、訪問看護ステーションからは看護師が、日常的にはホームヘルパーが訪問し、状況によって薬剤師や歯科医師、歯科衛生士も訪問しています。患者の状況や注意事項などは連絡ノートなどによってそれぞれの間で共有されていますが、自宅に伺って初めて病状が判り、必要な薬剤などを取りに帰ることもあると伺っているところです。

今後の医療をより効率的で効果的、質の高いものにしていくためには、医師、訪問看護師、訪問薬剤師等の医療関係者間での連携に加え、福祉部門の関係者との連携も必要になると考えます。確かに、患者の重要な個人情報である診療情報については厳重な管理が必要であることは論を待ちません。しかし、それを前提として、患者を支える医療・介護の関係者がお互いに情報を共有し、患者のために活用していくことが肝要です。「まめネット」の利用拡大に向け、今後どのように取り組んで行かれますか、医療と福祉の連携も含め、お考えをお聞かせ下さい。

次に、医師確保。とりわけ、県内の初期臨床研修の状況について伺います。

本県では、離島・中山間地域はもとより、ここ十数年、県内の二次、三次医療を支えるはずの中核的な病院でも医師不足が深刻化しているのはご承知の通りです。中でも特に県西部地域では、今年4月から済生会江津総合病院の小児科や益田赤十字病院の麻酔科の常勤医師がいなくなるなど、医師不足の状況が続いている。

このような中、本県唯一の医師養成機関である島根大学医学部においては、定員増により、今後誕生する医師は増える見込みです。しかし、毎年100名前後いる卒業生のうち今年度県内で初期臨床研修を行う卒業生は31名と聞いています。

現在の臨床研修制度が始まる前の平成15年度では、島根大学医学部卒業生103名のうち49名が県内で就職しており、当時と比較すると今年度県内に残る島根大学医学部卒業生は少ないと言わざるを得ません。

これは、現行臨床研修制度の導入に伴い、医学生が卒業時に研修先を自由に選択できるようになったことによる影響が大きいと思われますが、しかし、理由はそれだけだとは思えません。県も「地域医療支援センター」を設置するなど努力をされていますが、この状況について執行部はどのような認識を持たれ、今後どのように問題解決を図って行かれるつもりですか、伺います。

福祉医療について

さて、今回の質問の最後に、「福祉医療費助成制度の改正については、安定的に持続可能な制度を構築するために、自己負担額を500円から総医療費の1割負担とされた。1割負担を基本としつつも、特に配慮が必要な低所得者や若年障害者については、自己負担額を低い水準に設定されたところである。

この間の議論の過程において、医療費の自己負担を始め県外での受診に係る費用や介助者の費用などの負担に耐えられない状況など当初想定し得なかつた事態も指摘されている。

こうしたことを重く受けとめ、重度心身障害児・者の福祉の向上に資する具体策の検討を含め、障害者福祉施策の充実に努められたい。」

このように、重度心身障がい者やひとり親家庭を対象とした本県の福祉医療費助成制度は、平成17年度の改正によって、改正前、自己負担額・定額500円であったところを、負担額に上限を設けつつも1割負担の制度となったところです。

当時の状況としては、福祉医療に係る事業費が増え続けており、また将来的にもさらに増加していくことが予想されていました。また加えてその当時の県の厳しい財政状況を考慮すると、従前の制度をそのまま維持することは困難で

あり、将来にわたって安定的かつ持続可能な制度にするためには、どうしても見直す必要があると執行部が判断した結果だと、理解しています。

それを受け県議会としては、執行部のその判断を了としつつも、平成17年度島根県一般会計予算を議決するにあたり、福祉医療制度の見直しという事柄の重大性に鑑み、苦渋の選択として「障害者福祉施策の充実に努める」よう求める付帯決議を実際に39年ぶりに行い、制度改正を承認したところです。冒頭、縷々申し述べましたのがその付帯決議です。

その後、執行部においては、この付帯決議を真摯に受けとめ、今日まで、「重症心身障がい児・者サービス提供体制整備事業」や「発達障がい者支援体制整備事業」始め様々新規事業を導入するなど、障がい者福祉の充実に努めて来ているところであり、評価するところです。

しかしながら、そうした中、この春から県と市町村との間で現行制度の見直しについて検討が行われていると聞いています。先ずは、どのような背景から今般の見直し検討が行われることになったのか、その理由と背景についてお聞かせ下さい。(知事)

また、もとより、障がい者福祉の充実に異論はありませんが、一方で、実施主体である市町村においては、その対象者数や取り組み状況あるいは財政状況は様々です。そのため全ての市町村の理解を得るには丁寧な説明と協議が必要であると考えます。現在の市町村との検討状況はどうですか、最後に伺います。